

令和6年12月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第33号	伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>期末手当の支給月数を年間0.1月分引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>令和7年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもの</p>	職員課
第34号	伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>期末手当の支給月数を年間0.1月分引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>令和7年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもの</p>	職員課
第35号	伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告を踏まえ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>ア 期末手当及び勤勉手当の支給月数を</p>	職員課

		<p>それぞれ年間0.05月分引き上げるもの</p> <p>イ 給料表の改定を行うもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>ア 令和7年6月以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数を改正するもの</p> <p>イ 給料表の改定を行うもの</p> <p>ウ 扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当の支給要件等の見直しを行うもの</p>	
第36号	伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>期末手当の支給月数を年間0.05月分引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>ア 令和7年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもの</p> <p>イ 引用する項ずれを改めるもの</p>	職員課
第37号	伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>特別徴収税額の納入書等の様式を追加することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>特別徴収義務者が使用する個人住民税の納入書等の様式を加えるもの</p>	市民税課
第38号	伊勢崎市保健セ	<p>【理由】</p>	健康管理

	ンター条例の一部を改正する条例	<p>保健センターを統合することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 名称及び位置について改めるもの</p> <p>(2) 事業に乳幼児の一時預かり及び子供の遊び場に関することについて加えるもの</p> <p>(3) 使用料について定めるもの</p>	センター
第39号	伊勢崎市伊勢崎駅前インフォメーションセンター条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市伊勢崎駅前インフォメーションセンターを設置することに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 名称及び位置について定めるもの</p> <p>(2) 事業内容について定めるもの</p> <p>(3) 開所時間等について定めるもの</p> <p>(4) 利用の許可等及び使用料について定めるもの</p> <p>(5) その他伊勢崎市伊勢崎駅前インフォメーションセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるもの</p>	商工労働課
第40号	伊勢崎市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令による水道法施行令の一部改正及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令による水道法施行規則の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p>	上下水道局総務課

		<p>【概要】</p> <p>(1) 国の基準を参酌した上で、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるもの</p> <p>(2) その他条文の整備を図るもの</p>	
第41号	伊勢崎市病院事業職員定数条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市民病院の体制の充実及び強化を図ることに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>病院事業の職員の定数を776人から806人に改めるもの</p>	経営企画部総務課
第42号	伊勢崎市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>期末手当の支給月数を年間0.1月分引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>令和7年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもの</p>	経営企画部総務課